

第 62 回 福島支部評議会の概要報告

1. 開催日時

令和元年 12 月 18 日 (水) 10 : 30 ~ 11 : 55

2. 開催場所

福島支部大会議室

3. 出席者

【評 議 員】五十嵐評議員、伊勢評議員、大村評議員、十河評議員 (議長)、野地評議員、村上評議員、渡邊評議員 (五十音順)

4. 議題

- (1) 令和 2 年度保険料率について
- (2) 令和 2 年度事業計画について
- (3) 令和 2 年度支部保険者機能強化予算案について
- (4) その他

5. 議事概要

【定足数について】

事務局より評議会には評議員 9 名中 6 名が出席、全国健康保険協会評議会規程第 6 条により、「本評議会は有効に成立する」旨の報告があった。

【議題について】

事務局より資料に基づき説明が行われ、議長が各評議員に質問・意見を求めたところ、以下の議事のとおりとなった。

(1) 令和 2 年度保険料率について

評 議 員 医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回る現状や将来的に高齢化に伴う拠出金の増加が見込まれることを踏まえ、中長期的に見て平均保険料率 10%を維持するという方向性は理解できる。

評 議 員 現状、医療費適正化を推進して支出を減らそうという議論は積極的にされているが、一方で保険料収入については議論されていない。支出のみならず保険料収入についての議論が無ければ、保険料率を引き下げようという議論はこれ以上の展望が開けないように思われる。例えば、保険料収入について、どうすれば被保険者の賃金の上昇が見込めるか等、これまでと異なった視点からの議論が必要と考える。

事 務 局 賃金の上昇は、社会情勢や政治的な問題に関わるものであり、医療保険者が議論することは難しいと考える。

評 議 員 協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割から安定的な運営が求められており、国庫補助金が投入されている。現状の単年度収支の黒字は純粋な黒字ではなく、国庫補助金が投入された上での黒字ということをおぼろげに忘れてはならず、安易に短期的な視点で保険料率を下げるという議論をすべきではないと考える。

(2) 令和2年度事業計画について

評 議 員 ジェネリック医薬品について、先日、医師から新薬と添加剤が異なること等から副作用に違いが出る場合があるという説明を受けた。医療費適正化の観点からジェネリック医薬品を推進することは理解するが、加入者の健康増進という協会けんぽの使命を考えると、良い部分のみを強調してPRすることには慎重になるべきであると考えている。

事 務 局 軽減額通知等で広報する際には、ジェネリック医薬品と先発医薬品の主成分は同じだが副作用等には個人差がある場合があることや、切り替えの際には医師または薬剤師に相談するよう説明をしている。今後も加入者に誤解の無いように広報を推進していきたい。

評 議 員 令和2年度から運用開始予定の国のオンライン資格確認事業について、マイナンバーカードにより医療機関の受診が可能になるとのことだが、これは、医療機関の窓口で受診の都度資格の確認が行われることに加え、診療データや健診データが一元的に管理されるようになるという認識でよろしいか。

事務局 ご認識のとおり。ただし、情報の管理については徹底され、病院がすべての情報をその場で確認できるということではない。また、オンライン資格確認事業においては医療機関におけるシステムの導入等が必要であり、運用開始から普及までには一定程度の時間がかかると思われる。

(3) 令和2年度支部保険者機能強化予算案について

評議員 「いわき市の児童・生徒を経由したジェネリックおよびメタボ周知広報」事業について、福島支部ではこれまで特定の地域に特化した事業は少なかったように思われるが、他の地域への展開等は考えているのか。

事務局 試験的に事業を行い、効果や反響が大きければ他の地域においても展開していきたいと考えている。

(4) その他

意見等特になし